

| | |
|--|-----|
| ■巻頭言…… 犯罪被害者等電話サポートセンター設立から6年 | 1 |
| ■特集…… ○矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用開始について | 2~3 |
| ○刑の執行段階における被害者等の聴取・伝達制度に期待すること | 4~5 |
| ■犯罪被害者支援にかかわる広報物のご案内 | 5 |
| ■田村裕前副理事長を偲んで | 6~7 |
| ■お知らせ・編集後記 | 8 |

巻頭言

犯罪被害者等電話サポートセンター 設立から6年

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 専務理事 ● 奥山 栄一
(犯罪被害者等電話サポートセンターセンター長兼務)

1 はじめに

全国被害者支援ネットワーク(以下「ネットワーク」と全
国48の被害者支援センター(加盟団体)は、2018年4月
1日から犯罪被害者等電話相談事業を、全国共通電話番号
(ナビダイヤル)0570-783-554で開始をしました。
全国の被害者支援センターで開設していない平日の早朝、
夜間と土日、祝日(12/29~1/3除く)の電話相談を、ネ
ットワークの「犯罪被害者等電話サポートセンター」(以下
「電話サポートセンター」)で対応しています。

2 電話相談員

相談員は6ヶ月間の研修(講義、近隣センター実務研修)
を経て、相談責任者1名、相談員10名の体制で業務をス
タートしました。開設当初は支援活動が未経験の相談員、
非対面での対応経験が無い相談員は、殺人、強盗、性犯罪、
交通事件や近所のトラブル、クレームなどの相談に経験者
の指導・助言を受けながら相談業務に当たりました。

3 電話相談取扱状況(2018年度~2022年度)

(1) 罪種別状況

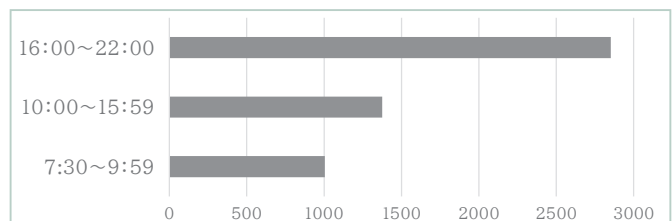
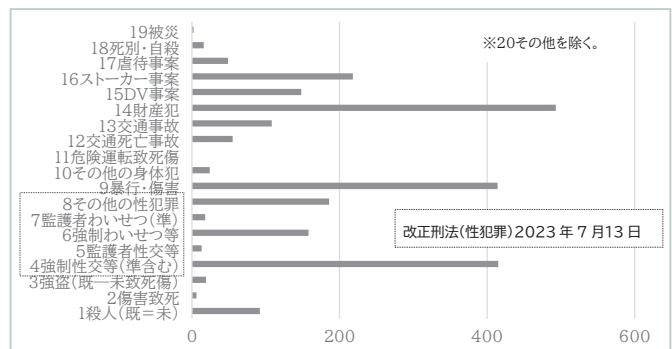
2018年度から4年間で総計5,231件(その他を含
む)の電話相談を受理しました。罪種別(その他を除く)
で見ると、強制性交等始め性的犯罪が32%を占めてい
ます。続いて財産犯、暴行・傷害、ストーカー事案、DV
事案等でした。

(2) 時間帯別状況

時間帯別では、早朝時間帯19.2%、昼間帯(被害者支援
センター開設時間帯)26.3%、夜間時間帯54.5%でした。
注) 被害者支援センター開設時間帯は、発信所在地の被害者支
援センターのナビダイヤルに接続されます。ただし、使用中
(通話中)の場合は、電話サポートセンターに転送されます。

(3) 評価

被害者支援センターの支援活動を補完することを目的



として設置された電話サポートセンターは、「全国どこに
いても、いつでも求められる支援に応えられる体制」の一
助として一定の成果を収めているものと考えます。

4 課題

人材の確保は、被害者支援センターと同様に厳しい状況で
す。今後も近隣センターのご協力、SNSを通じ情報発信し
て人材を確保に努めるとともに、勤務環境の改善を図り人材
の定着化を図らなければなりません。

5 おわりに

電話サポートセンターは、犯罪被害者支援に携われた方々
のお力添えにより設立いたしました。今後も被害者の方の思
いに寄り添いながら、電話相談業務に従事してまいります。
被害者支援センターを始め関係団体には、引き続きご支援・
ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

特集

矯正施設における被害者等の心情等の
聴取・伝達制度の運用開始について法務省矯正局成人矯正課
同 少年矯正課

1 はじめに

令和5(2023年)年12月1日から、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用を開始しました。本制度は、矯正職員が、これまで接する機会があまりなかった、現に収容している受刑者または在院者(以下「受刑者等」と表現します)の事件に係る被害者や御遺族の方々に直接向き合うという新たな施策であること等を踏まえ、矯正局において、有識者から構成される検討会の開催、担当職員に対する集合研修の実施など、円滑な制度の導入に向けた各種準備を進めてきました。

本稿では、矯正施設において新たに運用を開始した本制度の概要及び運用方法等について、紹介させていただきます。

2 制度概要

(1) 制度を御利用いただける方々とその期間

本制度を御利用いただける方々は、①加害者である受刑者等が刑または保護処分を言い渡される理由となった犯罪または刑罰法令に触れる行為に係る被害者御本人(被害者が法人に当たる場合の同法人も含む)、②その法定代理人、③被害者の方が亡くなったり、その心身に重大な故障がある場合の、その配偶者や直系の親族、兄弟姉妹の方です。また、被害者の方と婚姻の届出をしていないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方その他被害者との間で親族と同様の人間関係にある方々についても、法令上の「その配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」には当たらないものの、運用上、本制度を利用できることとしています。

本制度を御利用いただける期間は、加害者である受刑者等が刑または保護処分を言い渡される理由となった犯罪または刑罰法令に触れる行為により、刑事施設または少年院に収容されている間に限られます。なお、収容予定期間等については加害者処遇状況等通知制度^(※1)を御利用いただくことで知ることができます。

(2) 聴取・伝達の流れ

被害者等の方々のお気持ち等(以下「心情等」と表

現します)をお伺いし(聴取)、加害者に伝える(伝達)方法は、原則として口頭によることとしています^(※2)。これは、被害者等の方々の御意向を正確に把握することが求められること等を踏まえたものですが、聴取については、口頭に限った場合、被害者等の方々に大きな負担を掛けてしまう場合もあるため、一定の場合には、書面を提出していただく形での聴取も可能となっています。

それでは、受付から伝達までの各段階における流れについて説明します。

ア 受付及び受理

申出の受付は、全国の矯正管区・矯正施設(刑務所・少年院・少年鑑別所)(以下「受付機関」と表現します)において行っており、申出をされる方(以下「申出人」と表現します)には、所定の申出書様式「心情等聴取・伝達申出書」^(※3)に必要事項を記入の上、矯正管区または矯正施設に御提出をいただきます。その際、申出人の本人確認資料等も提出または提示していただきます。

なお、申出書等の提出・提示は、窓口で直接御持参いただくほか、郵送により行うこともできます。

受付機関は、必要な確認を行った後、加害者を収容している施設(以下「加害者収容施設」と表現します)に申出書や本人資料等を送付します。加害者収容施設は、申出人が、前記2(1)の本制度を御利用いただける方々に該当することを確認し、受理します。

イ 聴取

申出書を受理した場合には、加害者収容施設が聴取を実施します。

聴取方法については、口頭または書面の提出がありますが、口頭で行う場合の具体的な方法として、各施設の担当者(以下「被害者担当官」という。記3を参照)による対面での聴取のほか、いわゆるオンラインシステムを活用する方法、加害者収容施設に代わって他施設の被害者担当官が対面での聴取を実施する方法があります。また、聴取場所についても、加害者収容施設やその近

(※1) 加害者処遇状況等通知制度については、受付機関で御案内しているほか、法務省ホームページ(受刑者に係るページ：https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-2.html#3、在院者に係るページ：https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-5.html#6)にも掲載しています。

(※2) 本稿では、便宜上、法令上の用語である「心情等」、「聴取」等の表現を用いています。

(※3) 申出書の様式については、受付機関の窓口で準備しているほか、法務省ホームページ(<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/>)にも掲載しています。

隣施設において実施する方法のほか、被害者等の方々の居住地の近隣施設において実施する方法等があります。加害者収容施設は、聴取日時・方法・場所等について、これらの選択肢を幅広くお示ししつつ、申出人の御意向を確認・調整しながら決定し、決定内容を記載した心情等聴取通知書を送付します。

また、聴取時には、被害者等の方々が、例えば同性の職員を同席させることを希望された場合には、できる限り配慮するほか、被害者等の方々の不安や緊張の緩和のためなど、相当と認められる場合には、被害者支援団体の職員等の同席を認めることができるものとしています。同席を認める方の範囲については、特定の組織に属していることや被害者等の方々との間に特定の関係性を求める運用とはしておらず、施設長が個別的に判断します。

なお、聴取しないこととしたときは、その旨を「心情等の聴取をしない旨の通知書」により通知することとなっていますが、本制度では、聴取することが原則であり、聴取しないこととするのはあくまで例外的な場合に限られます。

口頭で聴取した結果については、被害者担当官が「心情等録取書」にまとめ、申出人にお示しして読み上げ、内容を御確認いただけます。また、聴取した心情等について加害者へ伝達するかどうか、加害者への申出人の氏名を伝達するかどうか、心情等を伝達した際に加害者が述べたことについて通知を受けるかどうか、通知を希望する場合のその内容(被害者等の心情等について述べたこと、被害弁償または感謝の措置について述べたこと、被害者等に対し伝えることを希望して述べたこと)等についての御希望を確認し、最後に、心情等録取書への記入及び署名を求めます。

書面による聴取の場合は、加害者収容施設から、心情等聴取通知書と共に「心情等記述書」を送付しますので、そちらに心情等を記載していただいた上、御提出いただくこととなります。

ウ 伝達

加害者への伝達については、申出人の心情等の内容を記載した「心情等録取書」または「心情等記述書」のうち、伝達する部分を転記して作成した「心情等伝達書」を、加害者の前で読み上げて行います。

なお、心情等の全部またはその一部を伝達しない場合としては、心情等の伝達により、加害者の精神の状況を著しく不安定にさせること、被害者等への逆恨みを生じさせることその他の理由によりその改善更生を著しく妨げるおそれがあるときなどが想定されますが、聴取しないことと

する場合と同様にあくまで例外的な場合に限られます。

このほか、少年院においては、在院者に心情等の伝達をするときは、あらかじめ申出人の承諾を得た上で、できる限り在院者の保護者等に同席を求めるものとしておりますが、これは、被害弁償等、在院者のみでは判断や対応が困難な内容について、保護者等の協力を得ることが望ましい場合があることなどの理由によるものです。

加害者に伝達したときは、その旨および伝達した日、伝達しないこととしたときはその旨について「心情等伝達結果通知書」により通知することとされています。また、心情等を伝達した際に加害者が述べたことに関する通知の御希望がある場合は、同通知に記載します。

伝達結果の通知を受けて、同一の申出人から、再度お申出いただくこともできます(制度利用の回数制限はありません。再度の利用の場合、申出に必要な書類の一部を省略できることがあります)。

3 被害者担当官等について

本制度の運用開始に当たり、全国の刑事施設および少年院に被害者担当官を配置しており、原則として、各庁男女1名以上を指定することとしています。被害者担当官は、加害者処遇を担当する部署から指名されます。こうした部署から指名されることとした趣旨としては、被害者等の方々と接するに当たっては、一般的な処遇内容はもちろん、本人の処遇状況等について把握していることが望ましいと考えられることにあります。

また、各施設の上級庁である矯正管区においても本制度の担当者を置くこととしており、施設の運用をサポートするほか、制度に関する広報や問合せ等の対応を担うこととしています。

4 おわりに

本制度の導入に当たり、制度設計や職員研修の実施等において、全国被害者支援ネットワークや各都道府県の被害者支援センターの皆様にご多大なる御協力をいただきました。この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

本制度は運用を開始したばかりであり、まずは安定的な運用に努めていく必要がありますが、制度の充実を図っていく上では、被害者等の方々に、本制度を知っていただき、御利用いただくことが大切であると考えています。

今後は、関係機関と連携しながら、制度の広報もより一層進めていき、真の意味で被害者の方々に十分に寄り添った運用となるよう、今後も検討を重ねてまいります。

(以上)

特集

刑の執行段階における被害者等の
聴取・伝達制度に期待すること

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 理事長 ● 椎橋隆幸

令和4年(2022年)6月、刑法等一部改正法(刑事収容施設法、少年法、更生保護法等の改正が含まれる)が成立・公布された。改正法は、受刑者等(在院少年等を含む)につき、被害者等(犯罪により害を受けた者およびその家族または遺族)から、被害者等の心情等(被害に関する心情、被害者等の置かれている状況または当該受刑者の生活及び行動に関する意見)を述べたい旨の申出があったときは、原則として、当該心情を聴取するものとした。また、被害者等から聴取した心情等について、受刑者に伝達を希望する旨の申出があったときは、原則として、伝達しなければならない。さらに、刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たって、聴取した被害者等の心情を考慮しなければならない(刑事収容施設法85条、103条3項・4項、106条3項、少年院法23条の2第2項、24条4項、44条3項)。改正法の被害者等の聴取・伝達制度の目的は、被害者等の心情等を十分に配慮するとともに受刑者等の改善更生に資することである。

改正法の意義はどこにあるのであろうか。被害者等の心情への配慮と受刑者等の改善更生の実現という観点では、以前から更生保護の段階において仮釈放の許否に関する被害者等の意見聴取伝達制度が実施されていたし、また、矯正処遇においても「被害者の視点を取り入れた教育」(R4)が行われていた。その点で両者は重要な役割を果たしてきた。ただ、前者については、仮釈放の許否の審査は相当の長期間後になされることが多いため、制度目的がどの程度実現されるのか疑問が持たれていた。後者については、検討会での真摯な議論の中で、刑の執行開始直後からの継続的な指導の重要性が指摘されていた。そこで、改正法は矯正処遇の早い段階から被害者等の心情等の聴取伝達制度を制定した。被害者等は受刑中の加害者が自ら起こした犯罪につきどのような考えを持っているのか、被害者等への反省や悔悟の気持ちは持っているのか分からずに不安定な状況に置かれたままでもいたし、他方、加害者も被害者等の実情や心情等を直視しなければ反省や悔悟の情を深めたり、ましてや、謝罪や被害弁償という具体的な行動に繋がることは期待できない。矯正職員も被害者等に直接に接する機会はあまりなかったのである。改正法は、従来制度に欠けていた穴を埋め、矯正処遇の早い段階から更生保護に至るまで継続して被害者等の心情等の聴取伝達制度を設けることによって被害者等への配慮(その結果が被害回復に結び付く可能性がある)と加害者の改善更生の実現を図り得るものとして意義がある。そのためには全国の各矯正機関間の情報

の引継ぎ・共用体制の構築が不可欠でその旨の規定が設けられている。

それでは、改正法の運用はどうなるのであろうか。法務省矯正局成人矯正課・少年矯正課の説明を見ると(これについては本誌2～3頁参照)、私見によれば、この問題を議論してきた法制審議会や刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育検討会の主要な意見中の大方の意見と言ってよい見解を反映しており、改正法の趣旨に適ったものであると評価してよいと思われる。例えば、①聴取方法については、被害者担当官による対面での聴取のほか、オンラインによる聴取等も認められたり、聴取場所については、加害者収容施設やその近隣施設で実施する方法のほか、被害者等の居住地の近隣施設で実施することも認められたり等選択肢を幅広く提示して実施されることは利用しやすい制度として重要である。また、②聴取時に、被害者等が同性の職員の同席を希望した時には、できる限り配慮すること、聴取が原則で聴取しないこととするのはあくまで例外であること。③口頭で聴取した結果をまとめた心情等録取書の内容を確認すること。聴取した心情等につき加害者に伝達するかどうか、また、その際に加害者が述べたことについて通知を受けるかどうか、通知を希望する場合はその内容について確認すること。④心情等録取書等の加害者への伝達は原則であり、例外として、心情等の伝達により、加害者の精神の状況を著しく不安定にさせること、被害者等への逆恨みを生じさせることその他の理由によりその改善更生を著しく妨げる恐れがあるときなどには例外として伝達されない。⑤聴取伝達の対象犯罪を限定しない。聴取伝達の回数制限を設けない。これらは高く評価されてよい。

そのうえで、若干の期待を述べさせていただきたい。①聴取時に、被害者等の希望があるとき、その不安や緊張の緩和のためなど、相当と認められる場合には、被害者支援団体の職員等の同席を認めることができる、とあるが、被害者等は不安や緊張していることがむしろ通常ともいえるので、原則として同席を認めるという方向で実務の運用をお願いしたい。②聴取場所については、各地の被害者支援センターを「近隣施設」として活用していただきたい。各センターでの聴取であれば被害者等は不安や緊張をあまり感じることなく心情等を述べる事が出来るし、センターの職員の同席は容易である。特に、センターに事前に相談したことがある被害者等には最適の場所と思われる。③被害者支援団体の職員が付き添う場合、その交通費は支援センターが負担

するようだが、国の制度として運用するとき、その運用に必要な(不可欠な)人材の労力に係る費用は国が負担する方向に持って行っていただきたい。④被害者担当官は、被害者等の心情等を聴取伝達して受刑者の改善更生に繋げていくために、被害者等の実情を知り、被害者等の求めていること、受刑者に希望することなどを理解

することがますます重要となっている。被害者等への対応の仕方等につき、ネットワークと各センターは様々なプログラムを用意している。民間支援団体の研修を活用することを含め、機関間の連携・協力をより深めていただきたい。

以上

犯罪被害者支援にかかわる広報物のご案内

全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者等の方への理解の促進と、犯罪被害者支援活動について広報啓発するための広報物を発行しています。

ぜひ、ご利用ください。

※ 広報物の利用については、8ページをご覧ください。

■ 幼児・児童・生徒向け広報物

現物の発送の依頼はネットワークHPから。(無料)各広報物は、指導者向けの解説書をネットワークHPで掲載しています。

- ・ **どうしよう? とおもったら「いやだな」をかいけつする本**
 幼児、児童を対象に「犯罪の被害」「被害にあったらどうする?」「相談先」をワークブック形式で紹介した本です。



幼児、児童が安全で安心できる生活を送るためにぜひご活用ください。

(ネットワークHPでPDFデータ・電子ブック公開)

- ・ **こんなとき、どうする? 知って、考える「犯罪被害者支援」**
 中高生を対象に「犯罪被害に遭うってどういうこと?」「犯罪被害者の方が被害後に置かれる状況」「相談先」についてワークブック形式で紹介した本です。



自分と他人の命と身体を大事にし、安全に暮らすために知っておいてほしいことを掲載しています。

(ネットワークHPでPDFデータ・電子ブック公開)

- ・ **ひとりでがんばらないで! 「イヤだな」は相談だ!**

教育現場や公共性の高い場所での利用を想定して作成(A2ポスター・A4チラシ)しました。端的に犯罪被害と相談先について紹介し、学校内で抱え込まず、早期に適切な専門機関につながることを啓発しています。



(ネットワークHPでPDFデータ公開)

■ 犯罪被害者支援デジタルライブラリー

犯罪被害者等の方、犯罪被害者支援活動について、ネットワーク広報物に掲載した有識者の方に執筆いただいた資料等を検索・閲覧できるデータベースです。



※ データの利用については、お問い合わせから。

■ 手記集「犯罪被害者の声」

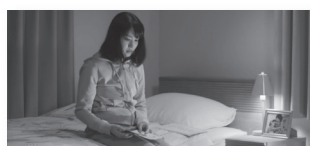
犯罪被害者・遺族の方々による手記集「犯罪被害者の声」は2008年に第1集を刊行し、その後も多くの方の御協力により、毎年秋に発行してまいりました。犯罪の被害によって理不尽に、一方的に傷付けられ、大切な命、身体や家族、財産を奪われた被害者の方々の声を、多くの方にお読みいただき、被害者支援の明日へとつながることを願っています。



※ 「犯罪被害者の声」の無断転載・複写は禁止です。朗読等で利用を希望される場合、ネットワーク事務局までお問い合わせください。

■ 犯罪被害者支援広報用動画 「春が、来た」「ロスタイムの絆」

YouTube 公式チャンネルで公開しています。



「春が、来た」



「ロスタイムの絆」

田村裕前副理事長を偲んで



台湾行政院法務部主催の「国際フォーラム」での講演(2016年12月)

田村裕前副理事長が2024年1月に逝去されました。

ここに生前のご功績を偲び、ご親交が深かった平井紀夫特別顧問、楠本節子NNVS認定コーディネーターに追悼文をお寄せいただきました。

○田村裕前副理事長のご功績

平成19年4月 こうち被害者支援センター副理事長(設立)

平成21年5月 こうち被害者支援センター理事長

平成25年4月 日本弁護士連合会副会長

平成28年12月 全国被害者支援ネットワーク副理事長

平成30年4月 高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会委員

令和5年6月 全国被害者支援ネットワーク副理事長 退任

田村裕前副理事長には、犯罪被害者支援活動の充実に大きく寄与されました。ご尽力に深く御礼申し上げますとともに、謹んでお悔やみ申し上げます。

田村先生を悼む

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 特別顧問
平井 紀夫

田村先生の突然の訃報に接し、驚きと悲しみで一杯です。同時にこれまでの日本の犯罪被害者支援に大きく寄与されてきたことに思いを馳せ、感謝の気持ちで一杯です。

全国被害者支援ネットワーク(NNVS、以下ネットワーク)は、「全国のどこにいても、いつでも、求められる支援に応えられる活動」をビジョンに掲げて活動しております。

「どこにいても」は、全国の被害者支援センターが都道府県の公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けること、「いつでも」は、24時間365日犯罪被害者から電話相談を受けることができること、「求められる支援に応えられる活動」は、相談員・支援員の人材育成を体系的に行うことと財政基盤の確立を実行することです。

田村先生は、こうち被害者支援センターの創設者であり、理事長を務められ、「犯罪被害者への深い思いと被害者等支援への強い思い」を体現されてこられました。

田村先生と初めてお会いしたのは、2014年5月、私がこうち被害者等支援センターの総会において犯罪被害者等支援のお話をする事になり、高知を訪問した時でした。

いろいろと犯罪被害者等支援のお話をさせていただき、思わず全国被害者支援ネットワークの活動にも加わっていただきたいとお願ひし、快諾いただきました。こうして2014年にネットワークの理事に就任いただくとともに支援活動検討委員会の委員として参加いただくことになりました。

田村先生は、遠方にもかかわらず理事会に常に出席

され、物静かな中にもネットワークの活動を充実・発展させていきたいとの思いを話され、私たちの活動を活気あるものとしていただきました。同時に支援活動検討委員会の委員として活動いただき、委員の皆さんから信頼を寄せられる存在でもありました。そこで田村先生に支援活動検討委員会委員長をお願いすることになったのです。田村先生は、人材育成体系を自ら再構築するとともに、ネットワークの支援活動の要であるコーディネーターの育成に注力されました。コーディネーターの育成は、国の犯罪被害者等基本計画においてその重要性が明示され、ネットワークが国の支援を得てコーディネーター研修を実施していました。これは犯罪被害者支援活動の創始者である山上皓元理事長の念願でもありました。さらにNNVS認定コーディネーターの制度(認定委員会及び資格考査等)が田村先生の手によって整えられ、現在15名のNNVS認定コーディネーターを配置し、全国の相談員等の育成に貢献いただいているのです。さらに時代の変化に対応すべく、支援活動のベースとなる倫理綱領を改定することとなり、田村先生が起草され、11項目にわたる犯罪被害者等支援に携わる者の倫理綱領を定めることができました。

現在、全国の都道府県及び市町村において犯罪被害者等支援条例が制定されてきています。都道府県および市町村は、当該地域に住んでおられる犯罪被害者等を支援することに力を入れていただかなければなりません。その重要性は国の基本計画においても示されており、ネットワークとしても全国の都道府県で犯罪被害者等支援条例が制定されるよう、各地の犯罪被害者等支援センターの要請に応じて連名で知事に対して要望書を提出し、犯罪被害者等支援条例が制定されるよう努めてきました。高知県では、田村先生自ら犯罪被害者等支援条例が制定されるよう活動され、いち早く条例が制定されました。

田村先生は、理事会、研修会等種々の機会を通じて高知県の事例に基づいて全国各地で犯罪被害者等支援

条例が制定されるようお話されておりました。今日の犯罪被害者等支援条例制定の波は田村先生のお力が必要であれば実現していなかったのではないかと思います。

思い起こしますと、田村先生は、静かながらも着実に犯罪被害者支援活動が日本に定着するよう、さらに充実発展するよう発言、行動されておられたことが目に浮か

びます。

田村先生、犯罪被害者等支援活動にご貢献いただき、誠にありがとうございました。

深く感謝いたしております。

安らかにお眠りください。

合掌

田村裕先生を偲んで

NNVS 認定コーディネーター
大阪被害者支援アドボカシーセンター

楠本 節子

先生のご逝去の報に接し、NNVS 認定コーディネーター一同、今も信じられない思いとともに、深い悲しみに包まれております。同年代である私自身に取りましても、同じ志を持つ仲間を失い、ただただ寂しい気持ちでいっぱいです。

私が先生に初めてお目にかかったのは、2012年ネットワークが企画したベーシックプロジェクト(全国の支援センターの支援技術の平準化を目的とした)の一員としてこうち被害者支援センターを訪問した折のこと。その折、法律家のお一人として「今まで置き去りにされてきた被害者に何故支援が必要か」について熱弁をふるっていただいた姿が昨日のこのように思い出されます。研修終了後、センターの支援員を交えての意見交換会(土佐のお酒とカラオケ付)に夜更けまで楽しくお付き合いさせていただきましたことも、今は懐かしい思い出です。本当に土佐の「いごっそう」そのものの愛すべきお人柄でした。

先生は、弁護士としてのお仕事の傍ら、研修・支援活動部会の部会長を長く務めて下さいました。年間3~4回開催される会議、秋期全国研修会・春期全国研修会・支援活動責任者研修等々。コーディネーターが担当する研修の折には必ずご出席下さいましたし、もちろん法律家として1コマ担当なさっても下さいました。

私たちが、全国どこでもいつでも被害者が求められる質の高い支援が受けられるための支援員の人材育成のため、より良い研修の企画や見直しなど行う中、会議の場で各コーディネーターの一人ひとりの考えにきちんと耳を傾けて下さり、折に触れて意見の後押しもして下さいました。

またほとんどの研修で部会長として挨拶をご担当下さる機会が多かったのですが、せっかく熱く語って下さっているのに、タイムマネジメントの立場から、いつも「先

生、挨拶は短くお願いします」とタイマー片手にお願いしたこともありましたが、そんな折も不愉快な顔一つされず、頭を掻き掻き「ごめんね、また叱られた!」と。

会議や研修の折には、いつも私たちコーディネーターに心を配って下さっていましたが、メンバーが増えるにつれ時折お名前を混同されることもあったようです。今回、コーディネーター仲間からも、それぞれのお付き合いに応じての様々なエピソードが寄せられましたが、「温かいお人柄」「被害者支援への熱い思い」のキーワードにも表れているように、人への熱い想いと情熱を持って、被害者支援がより良い方向に向かっていくよう尽力なされて下さいました。

私にとっても忘れられないのは、2016年に行われた「海外における民間団体の被害者支援に関する調査事業」としてのイギリス、ドイツへの視察旅行に副団長として同行して下さいました折のこと。イギリスではSARC(性暴力付託センター)やCitizens Advice、ドイツではHILFE(州立犯罪被害者支援組織)、司法センター(裁判所)、WEISSER RING(白い環)などの被害者支援に関わりのある組織を訪問しました。中でも最初に訪問したグラスゴーのCICA(犯罪被害者補償審査会、Criminal Injuries Compensation Authority)では、まだまだ整備が必要な我が国の制度を念頭に置かれていたのでしょうか、英国における被害者への補償制度について熱心に時間オーバーをものともせず質問を投げかけておられた姿が印象的でした。草創期の日本の被害者支援と比べても欧米でのそれは20年以上は進んでいると言われていましたが、先生も「まだまだ解決しなければならぬことも山積しているが、急ピッチで進歩していることを実感できた」とおっしゃっていたことに一同共感を覚えました。ワインやビールなど、その地域のお酒をガブガブと飲まれていたこと、「生まれて初めてファーストクラスに乗ったよ」と茶目っ気たっぷりに語られていたことなども懐かしく思い出されます。

思い出は尽きませんが、在りし日の先生のお人柄に思いを馳せるとともに、生前の先生からのご厚誼に感謝して、被害者支援に懸けられた思いを受け継いで参りたいと思います。

お知らせ

● 外務省 ERT 研修

3/12(火) 外務省主催 ERT 研修において、犯罪被害者等の方と犯罪被害者支援にかかわる研修講師を派遣いたしました。

派遣講師:

平井紀夫 全国被害者支援ネットワーク特別顧問
大野さおり NNVS 認定コーディネーター
工藤美貴子 NNVS 認定コーディネーター
竹山律子 NNVS 認定コーディネーター

● 2023年度第3回理事会を開催しました。

3/5(火)に第3回理事会をオンラインで実施しました。



● 2023年度犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座実施について

将来、法曹界を担う人材や援助職(教員、心理士、看護師等)をめざす人材に対して、犯罪被害者支援に関する知識を涵養する目的で、今年度において、以下4法科大学院に在籍する大学院生75名、7大学の法学部に在籍する大学生1,399名、6大学の法学部以外に在籍する大学生478名、合計1,952名に、犯罪被害者支援に関する講義を実施しました。

中央大学法科大学院(対面) ● 小木曾綾 教授
香川大学法学部(対面) ● 平野美紀 教授
目白大学心理カウンセリング学科(対面)
● 齋藤梓 准教授(上智大学)
東京学芸大学教育学部(対面) ● 宿谷晃弘 准教授
国土館大学法学部(ハイブリッド) ● 宍倉悠太 准教授
熊本大学法学部(対面) ● 岡田行雄 教授
松山大学法学部(対面) ● 今村暢好 教授

白梅学園大学子ども学部(対面) ● 尾崎万帆子 講師
山梨学院大学法学部(ハイブリッド) ● 原 禎嗣 教授
名古屋大学法科大学院(対面) ● 小島 淳 教授
早稲田大学法科大学院(対面) ● 染田 惠 教授
愛媛大学法学部(対面) ● 田川 靖紘 教授
弘前大学人文社会学部など(対面) ● 平野 潔 教授
東京大学教養学部(対面) ● 山岡あゆち 特任講師
早稲田大学法科大学院(対面) ● 小西 暁和 教授

● 全国被害者支援ネットワーク 広報物発送依頼はこちらから

児童・生徒向け 印刷物追加発送依頼フォーム

↑ このバナーからお申込みください。
手記の利用については、お電話(03-3811-8315 平日10時から16時)か、問い合わせフォームよりお願いいたします。

編集後記

次回発行予定日
2024年7月

● 特集 ●
未定

■今号は、法務省矯正局のご協力により、「矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について特集しました。今回の制度の開始に伴い、法務省矯正局の方のご協力によりネットワーク加盟団体に研修を実施いただきました。改めて御礼申し上げます。各機関、施設等で犯罪被害者等の方の心情と被害後に置かれる困難な状況に寄り添った制度が充実するために、ネットワークは様々な働きかけを継続して行っています。(H.T)